

# 一般財団法人伊勢市霊園公社 送迎用マイクロバス広告掲載要領

平成25年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人 伊勢市霊園公社（以下「公社」という。）が所有する送迎用マイクロバス（以下「車両」という。）への広告掲載を適正に行うため、一般財団法人 伊勢市霊園公社広告掲載要綱（平成25年4月1日施行。以下「要綱」という。）及び一般財団法人 伊勢市霊園公社広告掲載基準（平成25年4月1日施行）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の規格等)

第2条 広告の規格、掲載位置及び掲載料金等は、別表のとおりとする。

(広告内容のデザイン等)

第3条 車両に掲載する広告の色彩、意匠、その他のデザイン等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 墓参送迎用であるため、その目的を損なうものでないこと。
- (2) 車両運行上の支障とならないこと。
- (3) 都市景観との調和を損なうものでないこと。
- (4) 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用しないこと。
- (5) 地色が原色赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効果を妨げるおそれのないこと。
- (6) デザイン構成が、ストーリー性のある4コマや映像表示でないこと。
- (7) 文字表記が縦書きでないこと。
- (8) 絵柄や文字が過密でないこと。
- (9) マイクロバス送迎業務を広告主が行っていると市民が誤解する恐れがないこと。
- (10) その他、周囲の運転者の誤解を招く恐れのないこと又は注意力が散漫となる恐れのないこと。

(広告の掲載方法)

第4条 広告の掲載方法は、車両に直接シートを貼り付ける広告(以下「ラッピング」という。)によるものとし、車体塗装は行わないものとする。

- 2 前項の広告の素材は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に車体の塗装の剥離等を生じさせないものとする。
- 3 車両への広告の掲載及び撤去に係る作業工程は、公社と広告主で協議して決定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1年とする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集は、伊勢市のホームページで行う。

- 2 広告の募集期間等は別に一般財団法人 伊勢市霊園公社理事長（以下「理事長」という。）が定める。

(広告掲載料金の納入)

第7条 広告主は、理事長が指定する日までに、公社が発行する納付書により広告掲載料金を一括して納入しなければならない。

(車両への広告の掲載等)

第8条 広告の制作並びに車両への広告の掲載及び撤去は、広告主の負担において行い、その費用は、広告主が負担するものとする。

(現状回復)

第9条 広告の現状回復については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 理事長が故意に広告に損傷又は破損させた場合を除いては、広告主の責任又は負担において現状回復する。
- (2) 前号に定める場合のほか、理事長、広告主どちらかが現状回復を必要と認めたときは双方で協議し決定する。

(損害賠償)

第10条 理事長は、次の各号に該当する期間において広告を行わないことにつき、損害賠償の責を負わない。

- (1) 法令に基づく車両整備及び点検を行う期間
- (2) 車両の事故又は故障等のため、修理で運行業務ができない期間
- (3) 広告の掲載、撤去及び変更に必要な期間
- (4) 広告に現状回復、維持管理に関する期間

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか広告掲載の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。